

千葉県不妊専門相談センター事業実施要領

第1 目的

不妊、習慣流産等（いわゆる不育症）（以下「不育症」という。）で悩む夫婦等に、不妊、不育症に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を行い、不妊、不育症の問題に適切に対応することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の主体は、千葉県とする。

第3 対象者

不妊、不育症に悩む夫婦等を対象とする。

第4 設置場所

健康支援課に設置する。

第5 事業内容

（1）実施担当者

医療機関等関係機関の協力を得ながら、不妊、不育症治療に関する専門的知識を有する医師、助産師、保健師等により実施する。

（2）実施方法

ア 定期的に相談日を設けて実施することとし、相談日は健康支援課の定めるものとする。

イ 相談は、面接又は電話によって行うものとする。

ウ 面接相談は、予約制とする。

エ 相談の実施にあたっては、相談者のプライバシーに十分配慮するものとするとともに、必要に応じ専門医療機関と連携を図りながら行うものとする。

（3）広報等

市政だより等への掲載を通じて、不妊、不育症相談を希望する者への周知を図る。

第6 相談票

相談内容については、不妊相談票（面接相談は様式第1号・2号、電話相談は様式第3号）を作成し、10年間保存する。

附 則

この要領は、平成16年 4月1日から施行する。

この要領は、平成24年 4月1日から施行する。

この要領は、平成25年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 2年 7月16日から施行する。